

日本作物学会九州支部会報投稿規定

(2014年9月 4日 改正)

1. 本会報に掲載する論文は原則として講演会で発表したものに限る。ただし、沖縄県および鹿児島県と長崎県の離島の会員については、この限りではない。
2. 筆頭著者は本会の会員でなければならない。ただし、編集委員長が必要と認めるときは会員以外の寄稿を受けることができる。
3. 講演会で発表した研究報告の原稿受付け有効期限は、原則として所定の原稿受付け締切り日までとする。
4. 投稿原稿は支部会報に掲載の原稿作成要領に従って作成する。
5. 原稿は提出期限までに著者の連絡先（住所、電話番号、Fax、メールアドレス）を付記して、本会（編集幹事）宛に、正編1部と複写1部を郵送するか、または、電子メールの添付ファイルとして送付する。電子メールによる投稿の場合、本文に著者の連絡先（同上）を記し、原稿のファイル形式はPDF、ファイルのサイズは3MB以下とし、原稿のファイル名は九州支部会投稿原稿（著者氏名）とする。両投稿方法とも論文採択の後にテキストファイルを保存した記憶媒体（FD、CD等）を送付する。
6. 提出後の原稿の取扱いは編集幹事に一任する。
7. 校閲者あるいは編集幹事が修正を必要と認めた原稿は、意見を付して投稿者に返却し、再提出を求めることができる。
8. 著者校正は初校のみとする。その際、文章の修正、内容の変更などは行わない。
9. 割付けは原則として編集幹事に一任する。
10. 著者負担費用は以下の通りとする。
 - 1) 投稿料は3頁までは1頁につき3,000円とし、超過頁については1頁につき5,000円とする。なお、写真を含む場合には割増料金を取ることがある。
 - 2) 別刷は30部まで無料とし、それ以上の部数を希望する場合は著者負担とする。
30部以上希望の場合は、表題の上に「別刷30+ 部希望」と朱書すること。
 - 3) 原図が不良の場合は製図を業者に依頼することになるが、実費は著者負担となる。
11. 掲載原稿は返却しないが、写真および図版で特に返却を希望する場合はその旨表題の上に朱書すること。